

山口県障害福祉サービス実施計画
(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

計画期間 平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

平成30年3月

山 口 県

計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	P 1
2	計画の法的根拠	1
3	計画の体系	2
4	計画の基本理念	3
5	計画の構成	3
6	計画策定上の配慮点	4
7	計画の期間	4
8	計画の達成状況の点検及び評価	5
9	障害保健福祉圏域	5

第1章 成果目標

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援拠点等の整備	8
4	福祉施設から一般就労への移行等	9
5	障害児支援の提供体制の整備等	10

第2章 障害福祉サービス等

各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み

1	指定障害福祉サービス	11
2	指定相談支援	22
3	指定障害児支援	24

4	成果目標と活動指標としての障害福祉サービスの種類等	30
5	その他	31

各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

.....	33
-------	----

圏域ごとの指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

1	全圏域共通の取組事項	34
2	圏域ごとの取組事項	35

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる事項

1	指定障害福祉サービス等に係る人材の養成	37
2	サービス提供事業者に対する第三者の評価等	37
3	障害者等に対する虐待の防止	37
4	意思決定支援の促進	38
5	障害を理由とする差別の解消の促進	38

第3章 地域生活支援事業

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

1	専門性の高い相談支援事業	39
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	39
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、 市町村相互間の連絡調整事業	40

4	広域的な支援事業	40
5	サービス・相談支援、指導者育成事業	40
6	その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援 及び就業・就労支援の事業	41

参考資料

第5期計画に掲げる主な成果目標（障害福祉サービス分野）のこれまでの進捗状況及び
障害福祉サービス等の利用実績

・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

わが国の障害者福祉施策は、地方公共団体がその判断に基づき給付を決定する「措置制度」としてはじまり、“サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立”等を目指して平成15年度から導入された支援費制度による「利用契約制度」への移行等、これまで数次の大幅な見直しを経て整備されてきましたが、各自治体によってサービスの提供体制が様々であり、その実施内容も地域によって大きな差が生じる等の問題が生じていました。

このような状況を受け、平成18年度に施行された「障害者自立支援法」では、障害者に対し必要かつ十分なサービスが全国に行き渡るよう、将来に向けて計画的にサービス提供体制を整備する観点から、自治体に対し、国の定めた基本方針に即して、必要なサービス量とそれを確保するための方策を記載した『障害福祉計画』を策定することを義務づけました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については「児童福祉法」を根拠法に整理し直すとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年度に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）においても、これを踏襲し「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」の共通の基本理念である“地域社会における共生”という考え方が盛り込まれました。

平成28年度に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律では、障害児通所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定することも定められました。

本県におきましては、障害者自立支援法施行以来、これまで4期（12年）にわたり山口県障害福祉サービス実施計画を策定してきましたが、この度、第4期計画の計画期間終了に伴って第5期障害福祉計画を策定し、あわせて、児童福祉法の改正を踏まえて、新たに第1期障害児福祉計画を策定します。

2 計画の法的根拠

この計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の2第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」に位置付け、山口県障害福祉サービス実施計画（以下「サービス実施計画」という。）として一体的に策定します。

○障害者総合支援法（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○児童福祉法（抜粋）

（都道府県障害児福祉計画）

第33条の2 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の体系

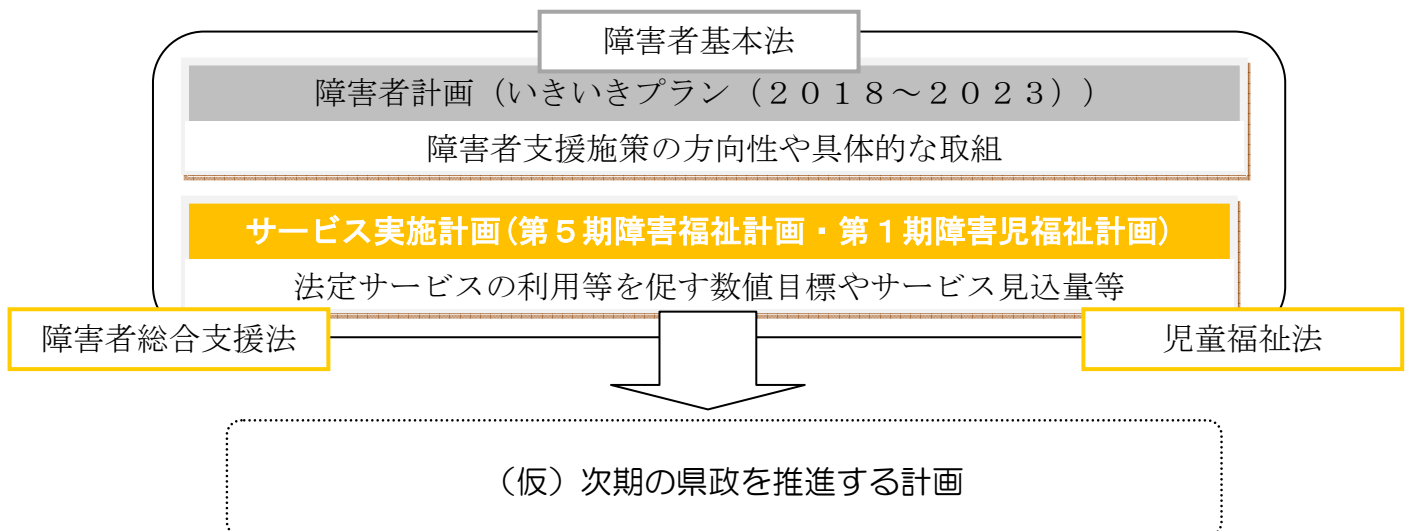
本県におきましては、障害者の支援施策の方向性や具体的な取組を定めるため、障害者基本法第11条第2項の規定に基づき策定する『都道府県障害者計画（やまぐち障害者いきいきプラン。以下「いきいきプラン」という。）』と、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施のための数値目標や障害福祉サービスなどの見込量等を定めるサービス実施計画を一体的に策定し、これらの計画を踏まえて障害者支援施策を推進します。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。



4 計画の基本理念

いきいきプランとの一体的な施策の推進を図る観点から、同プランの基本目標とこの計画の基本理念は、内容を一にします。

<基本理念>

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

～誰と、どこで、どのように生活するのかを自らが選択できる社会を目指して～

5 計画の構成

この計画は、国が定める基本指針に即し、基本理念に基づいて次の事項を定めます。

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

国が基本指針において定めた以下の5つの課題に関する「成果目標」を、市町が設定した目標を踏まえて設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

(2) 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み

計画期間中の各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込みを、市町の積算に基づき設定します。

また、特に「成果目標」の達成に資するものについては、「活動指標」として定期的に進捗状況を分析・評価します。

(3) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

地域生活への移行を促進するとともに、施設でのサービスが必要な方に対する適正な支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を設定します。

(4) 圏域ごとの指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

圏域ごとの現状を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保策を定めます。

(5) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる事項

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者評価等を総合的に推進します。

(6) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

県が実施する地域生活支援事業に関して、事業の種類ごとの計画期間を通じた実施に関する考え方等を定めます。

6 計画策定上の配慮点

この計画は、国が定める基本指針に即し、次の5点に配慮して策定します。

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援

7 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間をサービス実施計画の計画期間とします。

8 計画の達成状況の点検及び評価

この計画に定める「成果目標」や「活動指標」については、毎年度その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「山口県障害者施策推進協議会」において点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

9 障害保健福祉圏域

この計画では、広域的な観点から、総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、保健医療圏域及び高齢者保健福祉圏域との整合を図り、障害保健福祉圏域（8圏域）を設定します。

障害保健福祉圏域名	市 町 名
岩国圏域	岩国市、和木町
柳井圏域	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南圏域	下松市、光市、周南市
山口・防府圏域	山口市、防府市
宇部・小野田圏域	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関圏域	下関市
長門圏域	長門市
萩圏域	萩市、阿武町

第1章 成果目標

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、以下の2つの成果目標を設定します。

成果目標①：平成28年度末時点の施設入所者数の4.0%以上が平成32年度末までに地域生活に移行します。※小数点第2位以下切捨処理。以下同じ

成果目標②：平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2.2%以上削減します。

平成28年度末時点の施設入所者数	2,251人	平成29年3月末時点での施設入所者数のうち継続入所者数※を除いたもの
↓		
成果目標① 地域生活移行者数	<u>90人</u> 2,251人×4.0%	平成29年度から平成32年度までの間に施設入所から共同生活援助等へ移行する者の累計
成果目標② 施設入所者数の削減	<u>50人</u> 2,251人×2.2%	平成28年度末時点と平成32年度末時点との施設入所者数の差

<参考データ：第4期計画までの実績>

- 平成18年度から平成28年度までの間の地域生活移行者数 … 451人
- 平成17年10月末時点と平成28年度末時点との施設入所者数の差 … 389人

※継続入所者数…「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものの数。平成28年度末時点では113人。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、以下の5つの成果目標を設定します。

成果目標③：平成32年度末までに全ての圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による情報共有や協議等の場を設置します。

成果目標④：平成32年度末時点の1年以上の長期在院者数の目標値を以下のとおり設定します。

	慢性期 入院需要 (目標値)	うち		地域移行に 伴う基盤整 備量(参考値)	うち	
		65歳以上	65歳未満		65歳以上	65歳未満
26年 時点	3,906人	2,464人	1,442人			
32年 度末	<u>3,239人</u>	<u>2,234人</u>	<u>1,005人</u>	650人	394人	256人

成果目標⑤：平成32年度の入院後3ヶ月時点の退院率※を56%とします。

成果目標⑥：平成32年度の入院後6ヶ月時点の退院率※を74%とします。

成果目標⑦：平成32年度の入院後1年時点の退院率※を85%とします。

<参考データ：近年の状況（厚生労働省「精神保健福祉資料（通称630調査）」より）>

- 平成28年度調査の入院後3ヶ月時点の退院率 … 48.6%
- 平成28年度調査の入院後6ヶ月時点の退院率 … 73.0%
- 平成28年度調査の入院後1年時点の退院率 … 84.2%

※入院後3ヶ月時点の退院率…各年度の6月に入院した者のうち、8月末までに退院した者の割合

※入院後6ヶ月時点の退院率…各年度の6月に入院した者のうち、11月末までに退院した者の割合

※入院後1年時点の退院率…各年度の6月に入院した者のうち、翌年5月末までに退院した者の割合

3 地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望するものに対する支援等を進めるために、以下の成果目標を設定します。

成果目標⑧：地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成32年度末までに各市町に少なくとも1つを整備することとし、整備に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、各圏域単位で整備することを検討します。

地域生活支援拠点等の整備は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的があります。

【地域生活支援拠点等整備の目的】

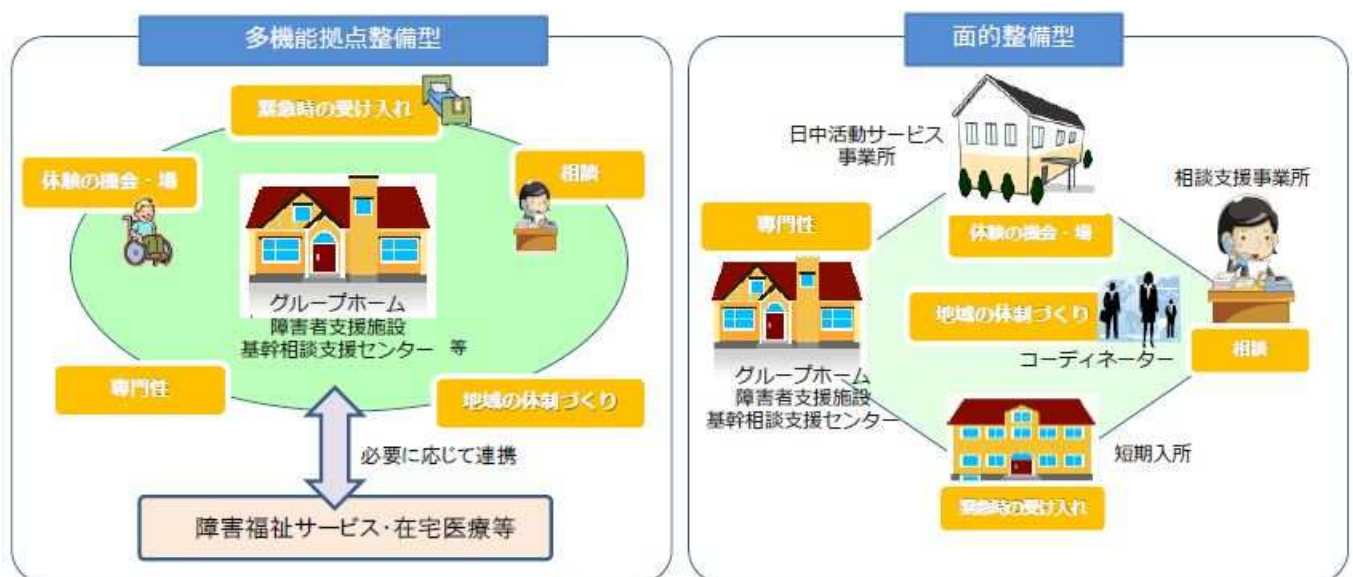
- (1) 緊急時の迅速、確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等、地域生活への移行を進めるための体制を整備

【拠点に必要な機能】

- ①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり

※5つの機能を備えることが、期待されますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能やその程度は、市町が判断します。

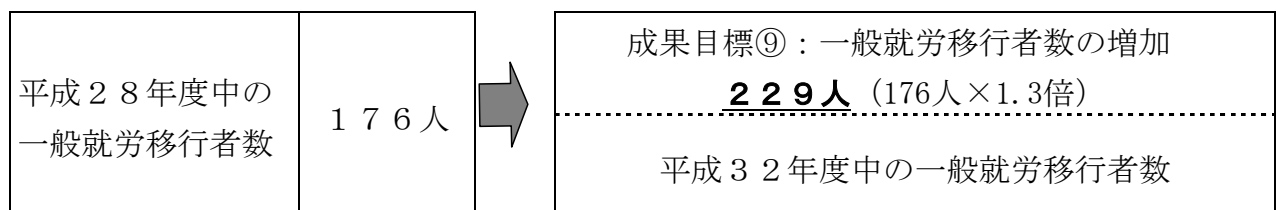
地域生活支援拠点等のイメージ



4 福祉施設から一般就労への移行等

能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指す観点から、以下の4つの成果目標を設定します。

成果目標⑨：平成32年度中の就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.3倍以上とします。



成果目標⑩：平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から1.4倍以上増やします。



成果目標⑪：就労移行支援事業所のうち就労移行率※が3割以上の事業所を平成32年度中に全体の53.4%以上とします。

<参考データ：近年の状況>

□就労移行率が3割以上の事業所の割合

…平成26年度：43%、平成27年度：46%、平成28年度：59%

成果目標⑫：平成31年度の就労定着支援事業利用による1年後職場定着率※を平成32年度に67.3%以上とします。

※就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を行う事業

※就労移行率…ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

※職場定着率…ある年度の前年度1年間の間に就労定着支援を利用することにより、1年以上職場に定着した者の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でできるように、地域における支援体制の整備を促進する観点から、以下の4つの成果目標を設定します。

成果目標⑬：平成32年度末までに各市町に児童発達支援センターを1カ所以上の設置することとし、設置に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、各圏域単位で整備することを検討します。

成果目標⑭：平成32年度末までに各市町に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとし、体制構築に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、各圏域単位で整備することを検討します。

成果目標⑮：平成32年度末までに各市町に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保できる体制を整備することとし、体制整備に向けた取組を支援します。

また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、各圏域単位で整備することを検討します。

成果目標⑯：医療的ケア児支援のため、平成30年度末までに県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置します。

第2章 障害福祉サービス等

各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み

1 指定障害福祉サービス

障害者総合支援法に定める指定障害福祉サービスは、下表のとおりです。

サービスの種類		サービスの内容
訪問系	居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する
日中活動系	生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能(機能訓練)又は生活能力(生活訓練)の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動等機会の提供を通じて、就労に必要な知識又は能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う
	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する
	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する

サービスの種類		サービスの内容
居 住 系	自立生活援助	定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整、その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う
	共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の援助を行う
	施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する

計画期間中のサービスの種類ごとの必要量の見込みを算定します。

※訪問系サービスについては、5種類のサービスの合計も併せて算定します。

なお、必要量を見込むに当たっては、現に利用している者の数や障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量のほか、施設や精神科病院からの地域移行者数、一般就労への移行者数などの成果目標、地域の雇用情勢等を総合的に勘案します。

(1) 訪問系サービス

① 合計

(上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	32,387 《 1,570》	35,027 《 1,642》	36,640 《 1,631》	37,726 《 1,773》
岩 国 圏 域	2,872 《 199》	2,851 《 194》	2,921 《 199》	2,995 《 205》
柳 井 圏 域	1,816 《 106》	1,962 《 113》	2,183 《 124》	2,496 《 134》
周 南 圏 域	4,310 《 191》	4,876 《 202》	5,431 《 211》	5,356 《 219》
山 口 ・ 防 府 圏 域	4,777 《 253》	5,770 《 279》	5,954 《 292》	6,139 《 306》
宇 部 ・ 小 野 田 圏 域	8,000 《 338》	8,469 《 351》	8,828 《 292》	9,153 《 382》
下 関 圏 域	9,744 《 364》	10,109 《 375》	10,301 《 380》	10,497 《 385》
長 門 圏 域	372 《 47》	460 《 51》	468 《 52》	476 《 53》
萩 圏 域	496 《 72》	530 《 77》	554 《 81》	614 《 89》

② 居宅介護

(上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	18,250 《 1,285》	19,059 《 1,334》	19,680 《 1,382》	20,261 《 1,430》
岩国圏域	2,411 《 179》	2,440 《 179》	2,510 《 184》	2,578 《 189》
柳井圏域	1,205 《 92》	1,277 《 97》	1,371 《 105》	1,442 《 111》
周南圏域	1,840 《 154》	1,883 《 161》	1,949 《 167》	2,011 《 173》
山口・防府圏域	2,628 《 209》	3,008 《 230》	3,191 《 243》	3,376 《 257》
宇部・小野田圏域	4,643 《 274》	4,774 《 278》	4,903 《 287》	4,988 《 294》
下関圏域	4,723 《 268》	4,852 《 276》	4,905 《 279》	4,959 《 282》
長門圏域	357 《 46》	364 《 47》	372 《 48》	380 《 49》
萩圏域	443 《 63》	461 《 66》	479 《 69》	527 《 75》

③ 重度訪問介護

(上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	10,574 《 52》	11,967 《 57》	12,765 《 63》	13,260 《 69》
岩国圏域	304 《 3》	328 《 1》	328 《 1》	328 《 1》
柳井圏域	473 《 6》	543 《 7》	613 《 8》	843 《 10》
周南圏域	2,143 《 8》	2,638 《 9》	3,113 《 10》	3,113 《 10》
山口・防府圏域	1,669 《 10》	2,016 《 12》	2,017 《 12》	2,017 《 12》
宇部・小野田圏域	2,214 《 12》	2,440 《 13》	2,570 《 16》	2,704 《 18》
下関圏域	3,771 《 13》	3,942 《 14》	4,064 《 15》	4,190 《 16》
長門圏域	0 《 0》	60 《 1》	60 《 1》	60 《 1》
萩圏域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	5 《 1》

④ 同行援護

(上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	3,473 《 226》	3,673 《 238》	3,843 《 248》	3,822 《 257》
岩 国 圏 域	93 《 15》	83 《 14》	83 《 14》	89 《 15》
柳 井 圏 域	138 《 8》	142 《 9》	199 《 11》	206 《 12》
周 南 圏 域	327 《 29》	355 《 32》	369 《 34》	232 《 36》
山口・防府圏域	480 《 34》	488 《 35》	488 《 35》	488 《 35》
宇部・小野田圏域	1,143 《 52》	1,226 《 57》	1,306 《 61》	1,392 《 65》
下 関 圏 域	1,237 《 80》	1,299 《 81》	1,316 《 82》	1,332 《 83》
長 門 圏 域	15 《 1》	30 《 2》	30 《 2》	30 《 2》
萩 圏 域	40 《 7》	50 《 8》	52 《 9》	53 《 9》

⑤ 行動援護

(上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	90 《 7》	85 《 12》	109 《 13》	140 《 16》
岩 国 圏 域	64 《 2》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
柳 井 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	5 《 1》
周 南 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
山口・防府圏域	0 《 0》	15 《 1》	15 《 1》	15 《 1》
宇部・小野田圏域	0 《 0》	29 《 3》	49 《 4》	69 《 5》
下 関 圏 域	13 《 3》	16 《 4》	16 《 4》	16 《 4》
長 門 圏 域	0 《 0》	6 《 1》	6 《 1》	6 《 1》
萩 圏 域	13 《 2》	19 《 3》	23 《 3》	29 《 4》

⑥ 重度障害者等包括支援

(上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	0 《 0 》	243 《 1 》	243 《 1 》	243 《 1 》
岩 国 圏 域	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》
柳 井 圏 域	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》
周 南 圏 域	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》
山口・防府圏域	0 《 0 》	243 《 1 》	243 《 1 》	243 《 1 》
宇部・小野田圏域	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》
下 関 圏 域	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》
長 門 圏 域	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》
萩 圏 域	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》	0 《 0 》

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

(上段：月平均利用人数日※、下段：月平均利用人数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	74,435 《 3,784 》	76,533 《 3,889 》	78,396 《 3,988 》	80,174 《 4,078 》
岩 国 圏 域	8,328 《 440 》	8,251 《 435 》	8,461 《 446 》	8,690 《 458 》
柳 井 圏 域	5,038 《 239 》	5,146 《 244 》	5,254 《 249 》	5,363 《 254 》
周 南 圏 域	12,210 《 621 》	12,861 《 656 》	13,450 《 688 》	13,790 《 703 》
山口・防府圏域	14,002 《 746 》	14,752 《 785 》	15,126 《 805 》	15,666 《 834 》
宇部・小野田圏域	13,045 《 656 》	13,443 《 669 》	13,767 《 684 》	13,973 《 693 》
下 関 圏 域	15,379 《 752 》	15,556 《 766 》	15,743 《 778 》	15,932 《 789 》
長 門 圏 域	2,520 《 126 》	2,540 《 127 》	2,560 《 128 》	2,580 《 129 》
萩 圏 域	3,913 《 204 》	3,984 《 207 》	4,035 《 210 》	4,180 《 218 》

◆ 継続入所者数（生活介護を利用している111人）を除いて算定します。

※月平均利用人数日…「月平均の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量。以下同じ。

② 自立訓練（機能訓練）

（上段：月平均利用人日、下段：月平均利用人数）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	297 《 27》	293 《 30》	341 《 30》	376 《 32》
岩 国 圏 域	78 《 5》	18 《 2》	18 《 2》	18 《 2》
柳 井 圏 域	8 《 1》	8 《 1》	20 《 1》	20 《 1》
周 南 圏 域	164 《 19》	184 《 22》	219 《 22》	255 《 24》
山口・防府圏域	22 《 1》	37 《 2》	38 《 2》	37 《 2》
宇部・小野田圏域	7 《 0》	20 《 1》	20 《 1》	20 《 1》
下 関 圏 域	18 《 1》	18 《 1》	18 《 1》	18 《 1》
長 門 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
萩 圏 域	0 《 0》	8 《 1》	8 《 1》	8 《 1》

③ 自立訓練（生活訓練）

（上段：月平均利用人日、下段：月平均利用人数）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	4,017 《 248》	4,105 《 255》	4,517 《 282》	4,770 《 298》
岩 国 圏 域	367 《 28》	316 《 26》	316 《 26》	328 《 27》
柳 井 圏 域	443 《 29》	432 《 29》	456 《 31》	465 《 32》
周 南 圏 域	610 《 44》	603 《 44》	905 《 63》	1,017 《 70》
山口・防府圏域	790 《 57》	862 《 61》	874 《 62》	887 《 63》
宇部・小野田圏域	417 《 22》	440 《 23》	444 《 24》	460 《 25》
下 関 圏 域	1,138 《 52》	1,200 《 56》	1,240 《 58》	1,281 《 60》
長 門 圏 域	105 《 7》	105 《 7》	105 《 7》	105 《 7》
萩 圏 域	147 《 9》	147 《 9》	177 《 11》	227 《 14》

◆ 自立訓練（生活訓練）の見込量は、宿泊型自立訓練を含んで算定します。

④ 就労移行支援

(上段：月平均利用人日、下段：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	4,150 《 261》	4,628 《 286》	4,889 《 302》	5,161 《 317》
岩国圏域	491 《 34》	554 《 37》	603 《 40》	633 《 42》
柳井圏域	94 《 8》	142 《 11》	162 《 12》	185 《 13》
周南圏域	509 《 45》	608 《 50》	728 《 57》	779 《 60》
山口・防府圏域	516 《 32》	589 《 38》	591 《 38》	680 《 44》
宇部・小野田圏域	1,186 《 65》	1,304 《 70》	1,283 《 70》	1,318 《 71》
下関圏域	1,124 《 63》	1,161 《 65》	1,199 《 67》	1,239 《 69》
長門圏域	24 《 2》	40 《 2》	40 《 2》	40 《 2》
萩圏域	206 《 12》	230 《 13》	283 《 16》	287 《 16》

⑤ 就労継続支援（A型）

(上段：月平均利用人日、下段：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	9,892 《 517》	10,449 《 550》	11,081 《 582》	11,931 《 629》
岩国圏域	846 《 45》	842 《 45》	860 《 46》	897 《 48》
柳井圏域	470 《 24》	490 《 25》	510 《 26》	530 《 27》
周南圏域	1,792 《 102》	2,021 《 117》	2,343 《 134》	2,566 《 145》
山口・防府圏域	1,269 《 66》	1,346 《 71》	1,403 《 74》	1,460 《 77》
宇部・小野田圏域	3,187 《 150》	3,381 《 159》	3,569 《 168》	3,762 《 177》
下関圏域	1,741 《 90》	1,782 《 93》	1,841 《 96》	1,901 《 99》
長門圏域	270 《 18》	270 《 18》	270 《 18》	270 《 18》
萩圏域	317 《 22》	317 《 22》	285 《 20》	545 《 38》

⑥ 就労継続支援（B型）

（上段：月平均利用日、下段：月平均利用人数）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	53,382 《 3,185》	56,141 《 3,354》	58,729 《 3,513》	61,161 《 3,668》
岩国圏域	3,276 《 211》	3,384 《 219》	3,461 《 224》	3,553 《 230》
柳井圏域	3,007 《 181》	3,091 《 186》	3,199 《 192》	3,284 《 197》
周南圏域	7,379 《 405》	8,325 《 451》	8,926 《 484》	9,365 《 508》
山口・防府圏域	11,463 《 705》	11,476 《 723》	11,888 《 749》	12,301 《 775》
宇部・小野田圏域	12,849 《 706》	13,395 《 735》	13,894 《 761》	14,330 《 787》
下関圏域	9,939 《 632》	10,946 《 693》	11,811 《 754》	12,744 《 820》
長門圏域	2,175 《 145》	2,175 《 145》	2,175 《 145》	2,175 《 145》
萩圏域	3,294 《 200》	3,349 《 202》	3,375 《 204》	3,409 《 206》

◆ 継続入所者数（就労継続支援（B型）を利用している2人）を除いて算定します。

⑦ 就労定着支援

（上段：月平均利用日、下段：月平均利用人数）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 》	《 112》	《 134》	《 151》
岩国圏域	《 》	《 3》	《 6》	《 8》
柳井圏域	《 》	《 1》	《 3》	《 4》
周南圏域	《 》	《 7》	《 12》	《 17》
山口・防府圏域	《 》	《 13》	《 15》	《 17》
宇部・小野田圏域	《 》	《 39》	《 46》	《 50》
下関圏域	《 》	《 46》	《 48》	《 50》
長門圏域	《 》	《 1》	《 2》	《 3》
萩圏域	《 》	《 2》	《 2》	《 2》

◆ 平成30年4月から開始する新サービスです。

⑧ 療養介護

(単位：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 262》	《 265》	《 267》	《 268》
岩国圏域	《 44》	《 43》	《 43》	《 43》
柳井圏域	《 27》	《 27》	《 27》	《 27》
周南圏域	《 64》	《 65》	《 66》	《 67》
山口・防府圏域	《 37》	《 38》	《 38》	《 38》
宇部・小野田圏域	《 38》	《 40》	《 40》	《 40》
下関圏域	《 33》	《 33》	《 33》	《 33》
長門圏域	《 11》	《 11》	《 12》	《 12》
萩圏域	《 8》	《 8》	《 8》	《 8》

⑨ 短期入所（福祉型）

(上段：月平均利用入日、下段：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	2,854 《 412》	3,005 《 438》	3,181 《 464》	3,362 《 498》
岩国圏域	268 《 42》	271 《 41》	278 《 42》	284 《 43》
柳井圏域	169 《 26》	179 《 27》	216 《 30》	231 《 32》
周南圏域	318 《 64》	342 《 68》	370 《 74》	400 《 80》
山口・防府圏域	879 《 80》	985 《 93》	1,054 《 100》	1,124 《 107》
宇部・小野田圏域	388 《 64》	382 《 70》	396 《 75》	410 《 81》
下関圏域	644 《 91》	651 《 92》	665 《 94》	679 《 96》
長門圏域	122 《 25》	122 《 25》	122 《 25》	122 《 25》
萩圏域	66 《 20》	73 《 22》	80 《 24》	112 《 34》

⑩ 短期入所（医療型）

（上段：月平均利用入日、下段：月平均利用人数）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	149 《 38》	192 《 44》	207 《 46》	225 《 49》
岩 国 圏 域	12 《 3》	12 《 3》	12 《 3》	12 《 3》
柳 井 圏 域	5 《 1》	30 《 3》	30 《 3》	30 《 3》
周 南 圏 域	13 《 5》	15 《 7》	17 《 8》	19 《 9》
山口・防府圏域	44 《 10》	56 《 11》	69 《 12》	81 《 13》
宇部・小野田圏域	45 《 11》	49 《 11》	49 《 11》	49 《 11》
下 関 圏 域	26 《 6》	28 《 7》	28 《 7》	32 《 8》
長 門 圏 域	4 《 2》	2 《 2》	2 《 2》	2 《 2》
萩 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

（単位：月平均利用人数）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 》	《 31》	《 48》	《 64》
岩 国 圏 域	《 》	《 5》	《 7》	《 9》
柳 井 圏 域	《 》	《 2》	《 3》	《 6》
周 南 圏 域	《 》	《 1》	《 2》	《 3》
山口・防府圏域	《 》	《 2》	《 4》	《 6》
宇部・小野田圏域	《 》	《 7》	《 8》	《 7》
下 関 圏 域	《 》	《 4》	《 8》	《 12》
長 門 圏 域	《 》	《 0》	《 1》	《 1》
萩 圏 域	《 》	《 10》	《 15》	《 20》

◆ 平成30年4月から開始する新サービスです。

② 共同生活援助（グループホーム）

（単位：月平均利用人数）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 1,292 》	《 1,366 》	《 1,423 》	《 1,497 》
岩 国 圏 域	《 151 》	《 152 》	《 156 》	《 160 》
柳 井 圏 域	《 53 》	《 58 》	《 60 》	《 66 》
周 南 圏 域	《 121 》	《 131 》	《 138 》	《 149 》
山 口 ・ 防 府 圏 域	《 258 》	《 283 》	《 298 》	《 313 》
宇 部 ・ 小 野 田 圏 域	《 280 》	《 288 》	《 296 》	《 304 》
下 関 圏 域	《 299 》	《 318 》	《 339 》	《 362 》
長 門 圏 域	《 43 》	《 43 》	《 43 》	《 43 》
萩 圏 域	《 87 》	《 93 》	《 93 》	《 100 》

③ 施設入所支援

（単位：月平均利用人数）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 2,329 》	《 2,317 》	《 2,302 》	《 2,286 》
岩 国 圏 域	《 268 》	《 263 》	《 261 》	《 259 》
柳 井 圏 域	《 197 》	《 197 》	《 195 》	《 192 》
周 南 圏 域	《 425 》	《 423 》	《 420 》	《 417 》
山 口 ・ 防 府 圏 域	《 399 》	《 399 》	《 396 》	《 393 》
宇 部 ・ 小 野 田 圏 域	《 356 》	《 354 》	《 352 》	《 350 》
下 関 圏 域	《 462 》	《 460 》	《 459 》	《 458 》
長 門 圏 域	《 98 》	《 98 》	《 97 》	《 96 》
萩 圏 域	《 124 》	《 123 》	《 122 》	《 121 》

◆ 継続入所者数（113人）を除いて算定します。

2 指定相談支援

障害者総合支援法に定める指定相談支援は、下表のとおりです。

支援の種類	支援の内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与する
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設及び矯正施設に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与する
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与する

計画期間中の支援の種類ごとの必要量の見込みを算定します。

なお、必要量を見込むに当たっては、計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を、地域移行支援及び地域定着支援については、施設や精神科病院からの地域移行者数の成果目標等を総合的に勘案します。

(1) 計画相談支援

(単位：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 1,768 》	《 1,831 》	《 1,875 》	《 1,923 》
岩 国 圏 域	《 149 》	《 147 》	《 152 》	《 157 》
柳 井 圏 域	《 216 》	《 220 》	《 227 》	《 232 》
周 南 圏 域	《 131 》	《 139 》	《 148 》	《 154 》
山口・防府圏域	《 354 》	《 368 》	《 378 》	《 395 》
宇部・小野田圏域	《 499 》	《 527 》	《 539 》	《 551 》
下 関 圏 域	《 347 》	《 355 》	《 357 》	《 359 》
長 門 圏 域	《 29 》	《 29 》	《 29 》	《 29 》
萩 圏 域	《 43 》	《 46 》	《 45 》	《 46 》

(2) 地域移行支援

(単位：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 13》	《 29》	《 41》	《 53》
岩国圏域	《 4》	《 2》	《 4》	《 6》
柳井圏域	《 1》	《 4》	《 5》	《 6》
周南圏域	《 1》	《 4》	《 5》	《 7》
山口・防府圏域	《 2》	《 6》	《 9》	《 12》
宇部・小野田圏域	《 4》	《 9》	《 12》	《 15》
下関圏域	《 0》	《 1》	《 2》	《 3》
長門圏域	《 0》	《 1》	《 1》	《 1》
萩圏域	《 1》	《 2》	《 3》	《 3》

(3) 地域定着支援

(単位：月平均利用人数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 21》	《 33》	《 41》	《 47》
岩国圏域	《 6》	《 3》	《 3》	《 3》
柳井圏域	《 3》	《 4》	《 5》	《 6》
周南圏域	《 1》	《 2》	《 2》	《 2》
山口・防府圏域	《 3》	《 7》	《 8》	《 9》
宇部・小野田圏域	《 8》	《 13》	《 17》	《 21》
下関圏域	《 0》	《 1》	《 2》	《 3》
長門圏域	《 0》	《 1》	《 1》	《 1》
萩圏域	《 0》	《 2》	《 3》	《 2》

3 指定障害児支援

児童福祉法に定める指定障害児支援は、下表のとおりです。なお、障害児も障害者総合支援法に定める「居宅介護」、「短期入所」、「行動援護」などのサービスを利用することがあります。

	支援の種類	支援の内容
通 所 支 援	福祉型 児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する
	医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行う
	放課後等 デイサービス	学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する
	保育所等 訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与する
訪 問 支 援	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の児童発達支援を行う
入 所 支 援	福祉型 障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障害児につき、保護、日常生活の指導及び知識技能を付与する
	医療型 障害児入所支援	指定医療機関に入院する障害児につき、保護、日常生活の指導及び知識技能を付与し、入院する障害児のうち、重症心身障害児に対して治療を行う
相 談	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与する

障害児を支援する体制を確保する観点から、『関係機関との連携』の一環として、この計画において支援の種類ごとの必要量の見込みを算定します。

なお、必要量を見込むに当たっては、地域における児童の数、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況等を総合的に勘案します。

参考として、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの必要となる配置人数の見込みを算定します。

(1) 通所支援

① 福祉型児童発達支援

(上段：月平均利用人日、下段：月平均利用児童数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	7,236 《 834》	8,010 《 891》	8,452 《 941》	8,974 《 1,000》
岩 国 圏 域	464 《 61》	620 《 66》	627 《 67》	641 《 69》
柳 井 圏 域	354 《 38》	386 《 40》	418 《 42》	450 《 44》
周 南 圏 域	817 《 85》	879 《 90》	966 《 99》	1,029 《 105》
山口・防府圏域	1,835 《 267》	2,135 《 289》	2,267 《 307》	2,399 《 325》
宇部・小野田圏域	1,423 《 90》	1,487 《 94》	1,552 《 98》	1,604 《 102》
下 関 圏 域	1,469 《 188》	1,575 《 202》	1,688 《 216》	1,810 《 232》
長 門 圏 域	270 《 45》	270 《 45》	288 《 48》	294 《 49》
萩 圏 域	604 《 60》	658 《 65》	646 《 64》	747 《 74》

② 医療型児童発達支援

(上段：月平均利用人日、下段：月平均利用児童数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	7 《 5》	17 《 6》	25 《 7》	29 《 7》
岩 国 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
柳 井 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
周 南 圏 域	1 《 1》	8 《 2》	12 《 3》	12 《 3》
山口・防府圏域	2 《 2》	2 《 2》	2 《 2》	2 《 2》
宇部・小野田圏域	4 《 2》	7 《 2》	11 《 2》	15 《 2》
下 関 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
長 門 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
萩 圏 域	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》

③ 放課後等デイサービス

(上段：月平均利用人数、下段：月平均利用児童数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	18,021 《 1,704》	19,825 《 1,897》	21,729 《 2,076》	23,686 《 2,267》
岩 国 圏 域	1,636 《 163》	1,718 《 178》	1,756 《 182》	1,805 《 187》
柳 井 圏 域	1,191 《 129》	1,271 《 136》	1,340 《 141》	1,414 《 147》
周 南 圏 域	2,878 《 286》	3,148 《 310》	3,439 《 340》	3,693 《 365》
山口・防府圏域	5,808 《 471》	6,225 《 533》	6,847 《 586》	7,469 《 639》
宇部・小野田圏域	3,047 《 258》	3,505 《 284》	3,847 《 306》	4,186 《 335》
下 関 圏 域	2,481 《 287》	2,939 《 340》	3,475 《 402》	4,115 《 476》
長 門 圏 域	288 《 48》	288 《 48》	288 《 48》	288 《 48》
萩 圏 域	692 《 62》	731 《 68》	737 《 71》	716 《 70》

④ 保育所等訪問支援

(上段：月平均利用人数、下段：月平均利用児童数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	68 《 61》	91 《 77》	123 《 99》	149 《 115》
岩 国 圏 域	1 《 3》	1 《 3》	1 《 3》	1 《 3》
柳 井 圏 域	22 《 21》	27 《 25》	40 《 31》	55 《 38》
周 南 圏 域	8 《 6》	13 《 10》	19 《 16》	24 《 21》
山口・防府圏域	4 《 5》	11 《 7》	15 《 9》	19 《 11》
宇部・小野田圏域	2 《 2》	3 《 3》	6 《 5》	7 《 6》
下 関 圏 域	1 《 1》	2 《 2》	3 《 3》	4 《 4》
長 門 圏 域	2 《 2》	5 《 5》	10 《 10》	10 《 10》
萩 圏 域	28 《 21》	29 《 22》	29 《 22》	29 《 22》

(2) 訪問支援

居宅訪問型児童発達支援

(上段：月平均利用人数、下段：月平均利用児童数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 》	58 《 17》	77 《 21》	96 《 26》
岩 国 圏 域	《 》	4 《 1》	8 《 2》	12 《 3》
柳 井 圏 域	《 》	0 《 0》	9 《 1》	9 《 1》
周 南 圏 域	《 》	6 《 2》	12 《 4》	18 《 6》
山口・防府圏域	《 》	41 《 9》	41 《 9》	41 《 9》
宇部・小野田圏域	《 》	3 《 1》	3 《 1》	12 《 3》
下 関 圏 域	《 》	4 《 4》	4 《 4》	4 《 4》
長 門 圏 域	《 》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》
萩 圏 域	《 》	0 《 0》	0 《 0》	0 《 0》

◆ 平成30年4月から開始する新サービスです。

(3) 入所支援

① 福祉型障害児入所支援

(単位：月平均利用児童数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 53》	《 54》	《 52》	《 56》
岩 国 圏 域	《 6》	《 6》	《 6》	《 6》
柳 井 圏 域	《 2》	《 2》	《 2》	《 2》
周 南 圏 域	《 13》	《 13》	《 13》	《 14》
山口・防府圏域	《 13》	《 14》	《 13》	《 14》
宇部・小野田圏域	《 8》	《 8》	《 8》	《 8》
下 関 圏 域	《 9》	《 9》	《 8》	《 10》
長 門 圏 域	《 0》	《 0》	《 0》	《 0》
萩 圏 域	《 2》	《 2》	《 2》	《 2》

② 医療型障害児入所支援

(単位：月平均利用児童数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 39》	《 47》	《 48》	《 49》
岩国圏域	《 3》	《 4》	《 4》	《 4》
柳井圏域	《 4》	《 5》	《 5》	《 5》
周南圏域	《 6》	《 7》	《 7》	《 8》
山口・防府圏域	《 7》	《 8》	《 8》	《 8》
宇部・小野田圏域	《 16》	《 19》	《 20》	《 20》
下関圏域	《 3》	《 4》	《 4》	《 4》
長門圏域	《 0》	《 0》	《 0》	《 0》
萩圏域	《 0》	《 0》	《 0》	《 0》

(4) 相談支援

(単位：月平均利用児童数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 565》	《 663》	《 718》	《 782》
岩国圏域	《 58》	《 61》	《 63》	《 65》
柳井圏域	《 52》	《 58》	《 61》	《 67》
周南圏域	《 41》	《 46》	《 49》	《 51》
山口・防府圏域	《 189》	《 196》	《 208》	《 220》
宇部・小野田圏域	《 91》	《 98》	《 105》	《 112》
下関圏域	《 116》	《 186》	《 212》	《 243》
長門圏域	《 7》	《 7》	《 7》	《 7》
萩圏域	《 11》	《 11》	《 13》	《 17》

(5) 医療的ケア児コーディネーターの配置

(単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県 計	《 》	《 8》	《 14》	《 24》
岩 国 圏 域	《 》	《 0》	《 0》	《 1》
柳 井 圏 域	《 》	《 1》	《 1》	《 4》
周 南 圏 域	《 》	《 3》	《 5》	《 7》
山 口 ・ 防 府 圏 域	《 》	《 1》	《 1》	《 2》
宇 部 ・ 小 野 田 圏 域	《 》	《 2》	《 3》	《 5》
下 関 圏 域	《 》	《 0》	《 2》	《 3》
長 門 圏 域	《 》	《 0》	《 1》	《 1》
萩 圏 域	《 》	《 1》	《 1》	《 1》

4 成果目標の達成のために必要な活動指標としての障害福祉サービスの種類等

障害福祉サービス等の見込量のうち成果目標の達成のために特に必要なものなどについては、以下のとおり「活動指標」に位置づけ、定期的に進捗状況を分析・評価します。

活動指標		第1章 成果目標（P6～P10）				
障害福祉サービスの種類等		見込量の単位	施設入所者の 地域生活移行 ① ②	精神障害に対応した 地域包括ケア構築 ③～⑦	福祉施設から 一般就労移行 ⑨～⑫	障害児支援の 提供体制整備 ⑬～⑯
障害福祉サービス	居宅介護	月間の平均利用人数及び平均サービス提供時間	☆	☆		※
	重度訪問介護		☆	☆		※
	同行援護		☆	☆		※
	行動援護		☆	☆		※
	重度障害者等包括支援		☆	☆		※
	生活介護	月間の平均利用人数及び平均利用日	☆	☆		
	自立訓練（機能訓練）		☆			
	自立訓練（生活訓練）		☆	☆		
	就労移行支援		☆	☆	☆	
	就労継続支援（A型）		☆	☆	☆	
	就労継続支援（B型）		☆	☆	☆	
	就労定着支援				☆	
	療養介護	月間の平均利用人数				
	短期入所 （福祉型・医療型）	月間の平均利用人数及び平均利用日	☆	☆		※
	自立生活援助		☆	☆		
共同生活援助	月間の平均利用人数	☆	☆			
施設入所支援		☆				
相談支援	計画相談支援	月間の平均利用人数		☆		
	地域移行支援		☆	☆		
	地域定着支援		☆	☆		
障害児支援	児童発達支援 （福祉型・医療型）	月間の平均利用人数及び平均利用日				☆
	放課後等デイサービス					☆
	保育所等訪問支援					☆
	居宅訪問型児童発達支援					☆
	障害児入所支援 （福祉型・医療型）	月間の平均利用人数				
	障害児相談支援					☆
	（医療的ケア児支援 コーディネーター）		配置人数			

※ 障害児の利用実績は、障害者の利用実績に含んで分析・評価します。

5 その他

(1) 発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）に対する支援

発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、これまで、県では、発達障害者支援地域協議会の設置・開催、発達障害者支援センターへ発達障害者地域支援マネージャーを配置するとともに、各地域の児童発達支援センター等と連携して、相談会や支援者養成研修を実施し、重層的な支援体制を構築などに取り組んでいます。

以下の取組については、発達障害者支援の指標として設定し、定期的に分析・評価します。

① 発達障害者支援地域協議会の開催

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1回	1回	1回	1回

② 発達障害者支援センターによる相談支援

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,800件	1,850件	1,900件	1,950件

③ 発達障害者支援センター等による関係機関への助言

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
70件	80件	90件	100件

④ 発達障害者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
75件	80件	85件	90件

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を促進するためには、労働部門との連携が必要であることから、以下の取組については、成果目標⑨、⑩、⑪、⑫の活動指標として必要量を見込み、定期的に利用状況を分析・評価します。

① 障害者に対する委託訓練事業※等の受講者数

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
14人	14人	14人	14人

② 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する利用者数

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
230人	233人	241人	248人

③ 福祉施設から障害者就業・生活支援センター※へ誘導する利用者数

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
190人	199人	206人	213人

④ 公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
160人	165人	170人	175人

(3) 子ども・子育て支援の提供体制

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、そのニーズを満たすための定量的な目標を設定します。

また、ニーズ調査の結果、子ども・子育て支援の提供を行う施設が受け入れができないニーズを踏まえて、必要な見込量を積算しています。

保育所・認定こども園等の支援の提供体制の整備

区 分	利用ニーズを踏まえた必要な見込量※	定量的な目標※（見込み）（人）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
県 計	《 159 》	《 51 》	《 53 》	《 55 》

※委託訓練事業…障害者の職業訓練の受講機会を確保する観点から、社会福祉法人や民間教育訓練機関を活用（委託）して職業訓練を実施し、障害者の就職を支援するもの

※障害者就業・生活支援センター…就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施する機関

※「利用ニーズを踏まえた必要な見込量」は、子ども・子育て支援を提供するために新たな人員体制等を行わなければ受け入れが困難な障害児の利用者数

※「定量的な目標」は、新たな体制整備によって、受け入れ可能となる障害児の利用者数

各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

【障害者入所】

福祉施設の入所者の地域生活への移行（成果目標①、②）を促進するとともに、施設でのサービスが必要な方に対する適正な支援体制を確保する観点から、県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定します。

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定員総数(A)	2, 3 4 2	2, 3 4 2	2, 3 4 2	2, 3 4 2
うち継続入所者数(B)	1 1 7	1 1 7	1 1 7	1 1 7
必要入所定員総数(A)－(B)	2, 2 2 5	2, 2 2 5	2, 2 2 5	2, 2 2 5

- ◆継続入所者数は、定員に関しては 113 人に県外から入所している 4 人を加えた 117 人分とします。
- ◆障害児入所施設のうち、18 歳を迎えた入所児が引き続き利用可能とするよう障害者支援施設の指定を受けている 2 園（このみ園、華の浦学園）の計 100 人分の定員を除きます。

地域生活への移行を進める一方で、共同生活援助（グループホーム）等での対応が困難で、新たに施設入所支援が必要な者もあるため、当面現状の定員を維持します。

【障害児入所】

障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を促進することを考慮して、県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を設定します。

【福祉型】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定員総数	6 6	6 6	6 6	6 6
必要入所定員総数	6 6	6 6	6 6	6 6

【医療型】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定員総数	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
必要入所定員総数	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0

福祉型は児童福祉法改正により障害児のみを対象とするため定員を見直す一方で、家庭の事情等のニーズを踏まえ、また、医療型は入所する重症心身障害児等のニーズを踏まえ、当面現状の定員を維持します。

圏域ごとの指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

1 全圏域共通の取組事項

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量を確保するためには、人材の確保・養成とともに、サービスを提供する事業者の参入を促し、事業所を増やしていくことが必要です（共同生活援助（グループホーム）や新たに始まる3種類の新サービス（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）は、供給不足が見込まれ、一方で放課後等デイサービスは圏域によっては需給の均衡が見込まれます。）。

＜障害福祉サービス等の事業所・定員の状況＞

H29. 4. 1 時点

サービス等の種類	単 位	数 値	サービス等の種類	単 位	数 値
居宅介護	事業所数	201	療養介護	定 員	300
重度訪問介護	事業所数	197	短期入所	指定箇所	91
同行援護	事業所数	100	共同生活援助（グループホーム）	定 員	1,328
行動援護	事業所数	12	相談支援（計画・移行・定着）	事業所数	87
重度障害者等包括支援	事業所数	0	福祉型児童発達支援	定 員	681
生活介護	定 員	3,768	医療型児童発達支援	定 員	5
機能訓練	定 員	20	放課後等デイサービス	定 員	1001
生活訓練	定 員	183	保育所等訪問支援	事業所数	10
就労移行支援	定 員	360	福祉型障害児入所支援	定 員	100
就労継続（A型）	定 員	561	医療型障害児入所支援	定 員	療養介護に含む
就労継続（B型）	定 員	2,910	障害児相談支援	事業所数	73

◆施設入所支援については、33頁を参照

◆定員単位で示しているサービス等（療養介護、共同生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援を除く。）については、利用者がサービス等を毎日利用するとは限らないので、定員を超えて利用者を受入れる（登録する）ことが通例となっています。

このため県としては、

- 介護保険事業者やNPO法人等多様な主体の参入を促進するため、市町と協力しながら、サービスの充足状況等や新サービスに関する適切な情報提供に努めます。
- 障害福祉施設整備費補助金を活用して、計画的な共同生活援助（グループホーム）等の整備を促進します。
- 障害児の支援について、保育所や認定こども園など他の子育て支援策との連携を強化します。

2 圏域ごとの取組事項

(1) 岩国圏域

- 民間事業者等に対して、「自立訓練（機能訓練）」及び「就労継続支援（B型）」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等、児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」並びに「放課後等デイサービス」の整備を促進します。
- 障害児支援について、保育所、幼稚園及び学校等関係機関との適切な役割分担とこれに基づく連携を強化します。

(2) 柳井圏域

- 民間事業者等に対して、「行動援護」及び「共同生活援助（グループホーム）」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等、児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」並びに「放課後等デイサービス」の整備を促進します。
- 「保育所等訪問支援」について、利用の拡大が見込まれることから、事業所のサービス提供体制の充実や新規参入を促進します。

(3) 周南圏域

- 民間事業者等に対して、「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」及び「共同生活援助（グループホーム）」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等、児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」並びに「放課後等デイサービス」の整備を促進します。
- 障害児支援は、利用の拡大が見込まれることから、事業所の定員の拡大や新規参入を促進するとともに、保育所、幼稚園及び学校等関係機関との適切な役割分担とこれに基づく連携を強化します。

(4) 山口・防府圏域

- 民間事業者等に対して、「生活介護」、「就労継続支援（A型・B型）」、「短期入所」、「計画相談支援」及び「共同生活援助（グループホーム）」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等及び主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」並びに「放課後等デイサービス」の整備を促進します。
- 障害児支援について、民間事業者等に対して、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」の整備を働きかけます。

(5) 宇部・小野田圏域

- 民間事業者等に対して、「同行援護」、「自立訓練（生活訓練）」及び「共同生活援助（グループホーム）」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等の整備を促進します。

(6) 下関圏域

- 「共同生活援助（グループホーム）」の整備を促進します。
- 成果目標である地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- 障害児支援について、利用の拡大が見込まれることから、事業所の定員の拡大や新規参入を促進します。
- 主として重症心身障害児を支援する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」によりサービス提供を行いながら、引き続き利用ニーズの動向を把握し、提供体制の充実に努めます。

(7) 長門圏域

- 民間事業者等に対して、「同行援護」及び「行動援護」の整備を働きかけます。
- 成果目標である地域生活支援拠点等及び児童発達支援センターの整備を促進します。

(8) 萩圏域

- 民間事業者等に対して、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の整備を促進する支援方策を検討します。
- 成果目標である地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- 障害児支援について、利用の拡大が見込まれることから、事業所の定員の拡大や新規参入を促進します。

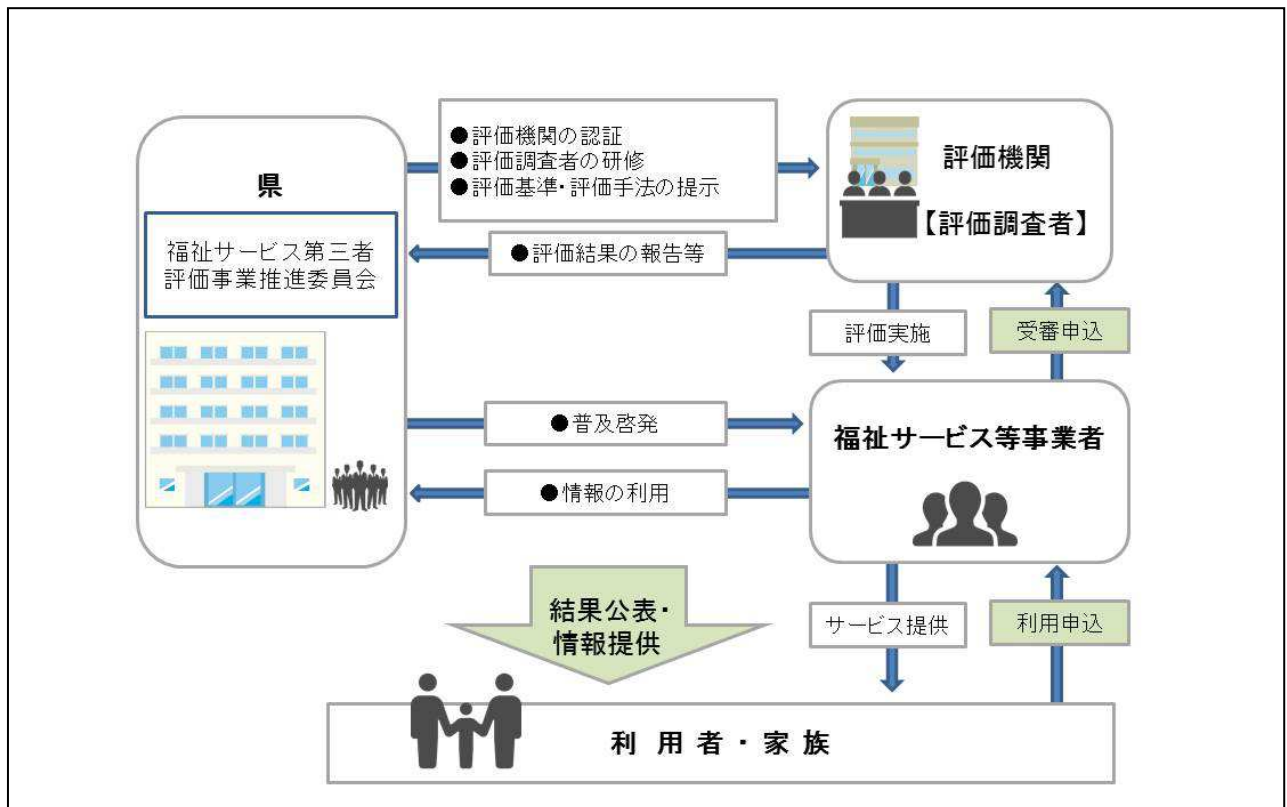
指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保並びに資質の向上のために講ずる事項

1 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材の養成

地域生活支援事業（39～43頁に記載）等を活用して、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供に当たって基本となる人材の養成を行います。

2 サービス等を提供する事業者に対する第三者の評価等

事業者自らによるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の提供や開示を進めるとともに、第三者評価について事業者への普及啓発を行い、その利用を促進します。



3 障害者等に対する虐待の防止

サービス従事者等による障害者虐待の未然防止や発生時の早期対応を可能とするために、山口県障害者権利擁護センターにおいて研修を実施するとともに、弁護士や社会福祉士、臨床心理士等で構成した専門支援チームによる事例の分析・評価、具体的な対応策の検討及び指導・助言等を通じて市町虐待防止センターへの支援を行い、地域の指導力強化に努めます。

4 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、広く事業者や関係者に対して普及を図ります。

5 障害を理由とする差別の解消の推進

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日に施行されました。

このため、本県では、県職員対応要領の作成や相談窓口の設置、一般県民や事業者等に対する啓発活動などを実施し、障害のある人の差別の解消に向けた取り組みを推進しています。

また、誰もが、様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート」運動を、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けて、県民のみなさんと一緒に、取り組んでいきます。

「あいサポート」の意味

「愛情」の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える・応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

あいサポート運動のシンボルマーク



障害のある方を支える「心」を二つのハートを重ねることで表現しています。

第3章 地域生活支援事業

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

成果目標や本県の実情等を考慮し、以下のとおり計画的に実施します。

(平成30年3月時点の予定)

1 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 発達障害者支援センター運営事業	◇1箇所開設
(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に関する支援普及事業	◇高次脳機能障害支援センターを1箇所開設
(3) 障害児等療育支援事業	◇在宅の障害児(者)に対する外来療育指導等を実施
(4) 障害者就業・生活支援センター事業	◇6箇所開設

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 手話通訳者・要約筆記者研修事業	◇手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	◇盲ろう者通訳・介助員の養成研修を実施
(3) 失語症者向け意思疎通支援者研修事業	◇失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を実施

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町村相互間の連絡調整事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	◇複数市町の住民が参加する障害者団体の会議等への派遣を実施 ◇市町域を超える広域的な派遣について、連絡調整等を実施
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣利用促進事業	◇盲ろう者通訳・介助員の派遣を実施

4 広域的な支援事業

市町域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
都道府県相談支援体制整備事業	◇各障害保健福祉圏域ごとにアドバイザーを配置し、相談支援のネットワークづくりを支援
発達障害者支援体制整備事業	◇医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障害児者への支援体制を充実

5 サービス・相談支援、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上が図られるよう取り組みます。

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業	◇各年度において認定調査員及び市町審査会委員に対する研修を実施
(2) 相談支援従事者研修事業	◇より現場のニーズを踏まえた研修を実施するため、平成27年度以降、関係団体に研修事業を委託
(3) サービス管理責任者研修事業	
(4) 強度行動障害支援者養成（基礎・実践）研修事業	◇行動援護事業所及び障害者支援施設の職員等を対象に養成研修事業者を指定して研修を実施
(5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	◇相談員の活動支援及び資質向上のための研修会を開催
(6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	◇咽頭を摘出した者を対象に発声訓練を行う指導者の養成事業を実施
(7) その他サービス・相談支援、指導者育成事業	◇視覚障害者を対象に生活訓練や歩行訓練を行う指導者の養成を実施 ◇手話通訳者指導者養成研修等の参加経費の助成

6 その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業

本県の実情を踏まえ、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

【日常生活支援】

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) オストメイト社会適応訓練事業	◇人工肛門、人工膀胱を造設した者を対象に講習会を実施
(2) 音声機能障害者発声訓練事業	◇咽頭を摘出した者を対象に発声訓練を実施

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(3) 発達障害者支援体制整備	◇地域支援マネージャーを配置するなど発達障害者支援センターの地域支援体制を強化 ◇ペアレント・メンター養成等による家族支援体制を整備
(4) その他日常生活支援	◇中途失明者を対象に歩行訓練等を実施 ◇盲ろう者を対象に歩行訓練やコミュニケーション訓練等を実施 ◇視覚障害者生活訓練を実施 ◇知的障害者の生活援助事業を実施 ◇精神障害者の家族に対して、病気に関する正しい知識と情報を提供する講座を開催

【社会参加支援】

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(1) 字幕入り映像ライブラリーの提供	◇字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等の貸出を実施
(2) 点字による即時情報ネットワーク	◇点字物や音声等による情報提供を実施
(3) 都道府県障害者社会参加推進センター運営	◇1箇所開設
(4) 身体障害者補助犬育成	◇身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、補助犬の給付を実施
(5) 奉仕員養成研修	◇点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を実施
(6) スポーツ・レクリエーション教室開催等	◇各種障害者スポーツ大会・教室を開催 ・あいサポートフェスティバルなど ◇全国障害者スポーツ大会派遣選手の強化育成を実施 ◇障害者スポーツ指導者の養成を実施

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
(7) 文化芸術活動振興	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者文化芸術活動相談体制等の整備 ◇障害者芸術文化祭の開催 ◇障害者アートセミナーの開催 ◇アール・ブリュット展の開催
(8) その他社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇あいサポート運動 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の特性等を理解し、ちょっとした配慮などを実践するあいサポート運動の実施 ◇ユニバーサルデザインの取組を推進する普及啓発事業を実施

【権利擁護支援】

事業名	計画期間を通じた実施の考え方
障害者虐待防止対策支援	◇山口県障害者権利擁護センターにおいて、地域の協力体制の整備や施設職員への研修等を実施

【就業・就労支援】

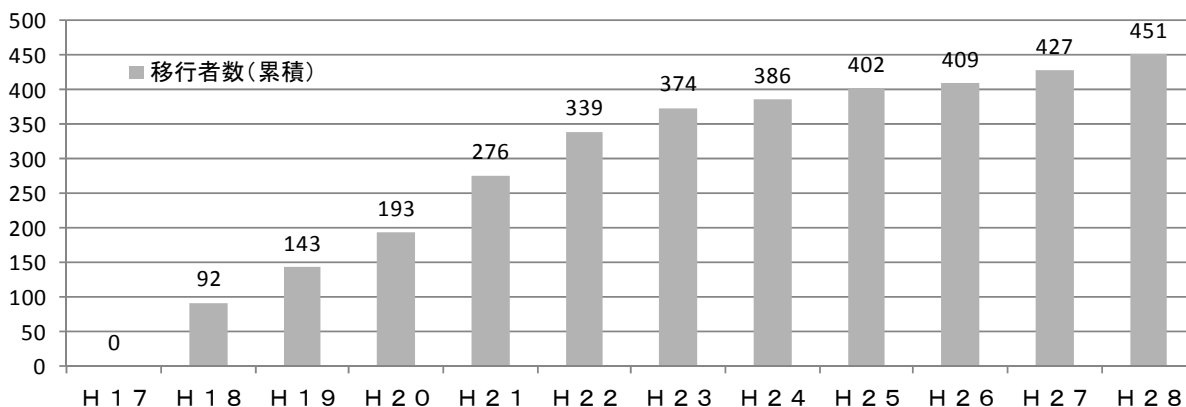
事業名	計画期間を通じた実施の考え方
一般就労移行等促進	◇就労移行支援事業所職員を対象とした研修会の実施

第5期計画に掲げる主な成果目標(障害福祉サービス分野)のこれまでの進捗状況及び障害福祉サービス等の利用実績

1 成果目標の進捗状況

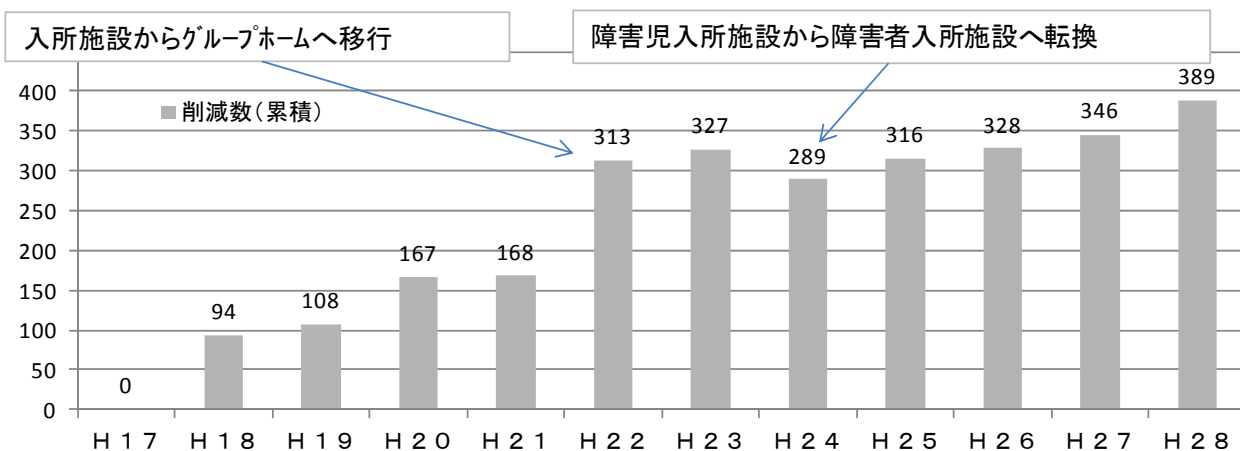
(1) 施設入所者の地域生活移行の推進

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
移行者数(累積)	0	92	143	193	276	339	374	386	402	409	427	451



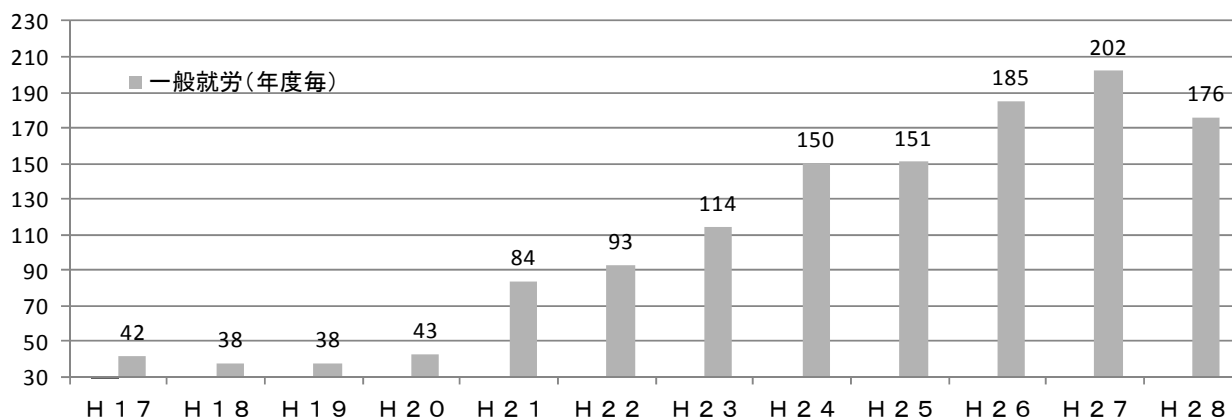
(2) 施設入所者の削減

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
削減数(累積)	0	94	108	167	168	313	327	289	316	328	346	389



(3) 福祉施設から一般就労への移行

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
一般就労(年度毎)	42	38	38	43	84	93	114	150	151	185	202	176



2 障害福祉サービス等の利用実績（継続入所者を含む全利用者／月平均利用人数）

※H24から新しいサービス体系に完全移行。概ね堅調な伸びをみせている。

(1) 指定障害福祉サービス

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
訪問系計	843	845	897	959	1,054	1,139	1,282	1,328	1,365	1,426	1,423
居宅介護	796	797	849	908	1,004	1,031	1,090	1,116	1,133	1,175	1,163
重度訪問介護	44	45	47	50	47	44	46	47	44	49	46
同行援護	—	—	—	—	—	60	143	161	184	199	211
行動援護	3	3	1	1	3	3	3	4	4	3	3
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	204	513	795	1,649	2,135	2,804	3,491	3,574	3,617	3,655	3,591
機能訓練	13	32	38	34	10	7	8	7	3	3	4
生活訓練	40	105	167	205	209	237	332	297	303	290	284
療養介護	21	21	21	22	22	22	259	262	262	258	260
就労移行支援	44	78	142	232	263	249	323	303	267	260	254
就労継続支援(A型)	15	17	41	77	133	153	172	247	287	337	436
就労継続支援(B型)	125	441	918	1,417	1,701	1,940	2,160	2,431	2,636	2,801	2,976
短期入所	157	174	197	207	215	252	276	289	318	354	376
共同生活援助	405	478	555	637	800	863	1,004	1,054	1,103	1,155	1,201
施設入所支援	27	172	386	1,132	1,504	1,943	2,403	2,391	2,372	2,265	2,251

(2) 指定相談支援

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計画相談支援	—	—	—	—	—	—	494	1,184	1,548	1,625	1,716
地域移行支援	—	—	—	—	—	—	7	5	7	7	7
地域定着支援	—	—	—	—	—	—	5	9	15	16	12

(3) 指定障害児支援

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
福祉型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	427	545	610	658	760
医療型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	728	832	994	1,170	1,393
保育所等訪問支援	—	—	—	—	—	—	4	12	20	17	32
福祉型障害児入所支援	—	—	—	—	—	—	65	64	31	60	55
医療型障害児入所支援	—	—	—	—	—	—	39	44	44	48	45
障害児相談支援	—	—	—	—	—	—	87	210	354	398	466